

ち經世大典站赤二に

是月九日始立^{メテツ}諸站都統領使司^ヲ。兀良哈解・斡脫哥欽奉^{ミテジ}聖旨^ヲ。專^ニ管^ス領站赤公事^ヲ。來往使臣^ハ。令^メ脫脫禾孫^{ヲシテ}盤問^セ。無^{クシテ}聖旨牌面^ヲ起^ス馬者^ハ。裁^シ減^シ之^ヲ。非^{レバ}急務^ニ則應^ニ付^シ牛驢^ヲ。事速^{ナレバ}則馳^レ驛^ヲ。一切^ノ整治^ハ。委^{シテ}命^シ兀良哈解・斡脫哥・霍木海三人^ニ主^レ之^ヲ。有^{ラバ}不^{シテ}聽^カ其號令^ヲ。致^ス鋪馬倒死^ス。首思^ノ失悞^者。罪^ス之^ヲ。

と見え、元史卷八十八、百官志通政院の條にも、

通政院秩從二品。國初置^レ驛。以給^ニ使傳^一

(置^ニ驛傳^ヲ以給^レ使^之誤歟)

設^ニ脫脫禾孫^一。以辨^ニ奸僞^一。至元七年初立^ニ諸站都統

領使司^一。設^ニ官六員^一。

と記してある。此等の史料には、單に諸站都統領使司といふ官衙の名を擧げるに止まり、その官名を記してゐないのであるが、この官衙名から考へて見れば、多分諸站都統領使といふ官が設けられ、そうして兀良哈解・斡脫哥・霍木海等三人、若しくはその中の何人かゞこれに任ぜられたものであらう。百官志に官六員を設けたとあるのは、この都統領使やその從屬を含んだものと解しなければなるまい。

此の諸站都統領使司は兵部の管轄に屬して居つたものと見え、經世大典站赤五、至大四年三月二十三日の中書省の上奏に

前者站赤隸^ニ兵部^一。後屬^ニ通政院^一。

と見える。兵部の置かれたのは、元史百官志に據ると、既に中統元年からのことであり、通政院の立てられたのは次に述べる如く、至元十三年の事であるから、至元十三年以前の站赤に關することは兵部で管してゐたもので、前